

第55回採石業務管理者試験 実施要領

1 試験日時	令和8年10月9日(金) 午前10時～正午 午前9時50分から試験について説明を行うので、午前9時45分までに受付を終えること。
2 試験場所	長崎市尾上町3-1 県庁3階307会議室
3 受験資格	制限無し
4 試験科目	(1)岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。) (2)岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
5 願書受付 期間、提出先 及び問い合わせ先	・ 令和8年9月1日(火)から令和8年9月14日(月)まで 持参する場合は県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。 郵送の場合は令和8年9月14日の消印が有る物は有効とする。 ・ 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話：095-894-3018(直通)
6 提出書類	・ 受験願書(様式第9) 受験手数料の納付処理(必要事項の記入、必要に応じて帳票の添付)を行ったもの。 ・ 受験者本人の写真2枚(1枚を受験願書に貼り付けること。) 写真は受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した上半身像で、縦6cm、横4cmとし、裏面に撮影年月日・氏名・年齢を記載したもの。 ・ 返信用封筒(定形) 110円切手を貼り、郵便番号・受験者の住所・氏名を明記したもの。
7 受験手数料	・ 8,100円 ・ 受験の有無にかかわらず、受験願書受理後は受験手数料の返還はできません。

8 その他	・納付は次のいずれかの方法により行うこと。 （長崎県収入証紙は令和6年に廃止されましたのでご注意ください。） - ア 県の電子申請システムを利用し、オンラインで納付 - イ 県から交付を受けた手数料納付書を使用し、銀行等金融機関の窓口において現金により納付 - ウ 県から交付を受けた手数料連絡票を使用し、県庁（長崎市尾上町3-1）の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付 ・受験願書の入手、及び受験手数料納付手続きは令和8年8月4日からできます。 ・受験願書の入手については、県のHPから入手するか、最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所、又は長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班へ申し込むこと。 ・手数料納付書の交付依頼先：最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所又は 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班 ・手数料連絡票の交付依頼先：長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班
-------	--